

ストーブ・ボイラーの設置等資金を補助します

募 集 要 項

目 的

真庭市では、化石燃料に頼らないバイオマスを活用したまちづくりに取り組んでいます。その一環として、木質系バイオマスを燃料とするストーブまたは事業用ボイラーの購入や設置に対する経費を補助いたします。

木質系バイオマスは、樹木の成長段階で二酸化炭素を吸収するため、使用しても温暖化に影響を与えない地球に優しい燃料です。

事 業 内 容

- 対 象 者：真庭市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する事業者
市外に住所を有する場合、真庭市に住民登録を行うことを確約する個人または市内に事業所を所有した日に属する年度内に事業を開始することを確約する事業者
- 補 助 対 象：真庭市内の住宅または事業所などに、木質ペレット（チップ）ストーブ、薪ストーブ、木質バイオマス事業用ボイラーを新規導入する場合の経費
※ただし、薪ストーブの場合は事業費が10万円以上のものに限ります。
- 補 助 率：事業費の1/3以内（1,000円未満端数切り捨て）で、ストーブは13万円、ボイラーは70万円を限度額とします。
※ただし、人目に多く触れることが期待できPR効果が高い施設のストーブについては、1/2以内で、20万円を限度額とします。詳しくは、林業・バイオマス産業課までお尋ねください。
- 補 助 の 要 件：令和3年3月31日（水）までに設置できること。
※補助金の申請は、補助対象工事着工前に手続きをしてください。
工事着工後の申請は補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。
- 受 付 期 間：令和3年2月26日（金）まで。
※ただし、予算の範囲内で先着順。
- 提 出 書 類： 真庭市木質バイオマス利用開発推進事業補助金交付申請書（兼確約書）
 個人の場合 住民票
事業者の場合 履歴事項全部証明書または確定申告書の写しもしくは
住民税申告書の写し
 市税完納証明書
 カタログの写し（メーカー・型番など分かるもの）
- 提 出 先：林業・バイオマス産業課または各振興局
- そ の 他：申請をお考えの方は、補助事業の詳細について、
林業・バイオマス産業課までお問い合わせください。



木質ペレット燃料



木質バイオマスストーブ



バイオマスボイラー

お問い合わせ先
真庭市産業観光部
林業・バイオマス産業課
真庭市久世2927番地2
TEL (0867) 42-5022